

新潟県柏崎市民間建築物アスベスト対策事業補助金取扱要領

本取扱要領は、新潟県柏崎市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める事項のほか、申請及び審査等に必要な事項を定めるものである。

（交付申請に係るその他市長が必要と認める書類）

第1条 交付要綱第6条に定めるその他市長が必要と認める書類は、次のものとする。

建築物石綿含有建材調査者の修了書の写し

（実績報告）

第2条 交付要綱第10条に定める実績報告書の提出期限は、毎年度2月末日（ただし閉庁日を除く。）とする。

附則 この取扱要領は、令和7年4月1日から施行する。